

食品ロス削減推進会議
第8回議事録

消費者庁消費者教育推進課

第8回食品ロス削減推進会議 議事次第

日時：令和5年12月22日（金）10:30～12:00

場所：合同庁舎第4号館共用1208特別会議室

1. 開会

2. 議事

（1）自見大臣御発言

（2）関係大臣等御発言

（3）食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ（案）について

3. 閉会（自見大臣御発言）

○消費者庁次長 定刻となりましたので、これより第8回「食品ロス削減推進会議」を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます、消費者庁次長の吉岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、有識者の委員の皆様方にはオンラインにて御出席いただいております。

なお、末松委員は御欠席でございます。

会場には武村農林水産副大臣、滝沢環境副大臣、宮崎厚生労働副大臣、安江文部科学大臣政務官に御出席いただいております。

本日の会議につきましては、年末までに策定することとしております「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」について、中間報告からの経緯も含めまして事務局から御報告をし、御議論いただく予定でございます。

自見大臣が遅れての到着となりますので、議題1の自見大臣の御発言につきましては、恐縮でございますが、私から代読をさせていただきたいと思います。

代読いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、御出席いただきまして、心より感謝申し上げます。

10月に有識者委員の任期満了に伴う改選があり、本日は、今回初めて参加いただく委員の方々もおられます。改めまして、委員の皆様方には、食品ロス削減に向けて、様々な御意見をいただきますよう、お願い申し上げます。

食品ロス削減のためには、事業者と消費者双方がその発生の抑制、リデュースを推進していくことが重要となります。しかし、それでもなお発生してしまう食品ロスのうち、商品化された食品については、食品の寄附等により有効活用することが、食品ロス削減のみならず、社会福祉や食品アクセス問題、災害時等の対応として必要となっておりま

す。政府といたしましては、本年6月に閣議決定された骨太の方針におきまして、食品の寄附等を促進するための法的措置やフードバンク団体の体制強化、賞味期限の在り方の検討を含む食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージを年末までに策定することとされて

います。10月に開催した前回会議におきまして、施策パッケージの中間報告を議論いたしました。今回は、その場で議論した論点を踏まえた施策パッケージの案を御審議いただきたいと考えております。

本日は、活発な御議論のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

続きまして、議題2の関係各省庁等からの御発言に移りたいと存じます。

まずは武村農林水産副大臣からお願いをいたします。

○武村農林水産副大臣 農林水産省では、現在、約20年ぶりに食料・農業・農村基本法の見直しに向けた議論を進めております。その見直しの方向性としまして、本年6月に取り

まとめられました食料・農業・農村政策の新たな展開方向におきましても、食品ロス削減のため、3分の1ルールといった納品期限等の商慣習の見直しやフードバンクへの食品の提供が進みやすくするための取組を促進することが盛り込まれております。

このような取組を促進するために食品企業からの寄附が促進されるよう、輸配送等の支援や専門家派遣など、食品企業から発生する未利用食品の受皿となるフードバンクへの支援を強化するとともに、経済的に困窮している者への食品提供を円滑にする地域の体制づくりを支援してまいります。

農林水産省は、引き続き2030年度の事業系食品ロスの半減目標の達成のため、食品業界、消費者、行政が構成員となる情報連絡会などの場を通じまして、食品ロスの発生抑制に向けた取組を強力に促進するとともに、消費者庁が中心となって作成をするフードバンクの信頼確保のためのガイドラインの策定など、関係省庁と連携し、今回取りまとめられた施策パッケージに掲げられた取組を確実に実施してまいります。

以上です。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、滝沢環境副大臣、お願いいたします。

○滝沢環境副大臣 環境省では、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動である「デコ活」を通して、食品ロス削減も含めたライフスタイルの転換を強力に後押ししております。

これまで、自治体の食品ロス削減に向けた計画策定の支援や事例集の作成などを通して、地域主体の取組を支援してまいりました。引き続き、食べ残しを持ち帰るmottECOやフードシェアリングのような具体的な行動が拡大・定着するよう、地域の関係者と連携をしてまいります。

施策パッケージの実施に当たっては、mottECOの横展開、食品廃棄ゼロエリアの創出や消費行動に伴う食品ロス削減に向けたモデル事業、家庭系の食品ロスにおける発生要因に応じた効果的な削減策に関する手引きの作成を、デコ活によるライフスタイルの変革とともに推進します。

デコ活の一環で今年度策定する「くらしの10年ロードマップ」にも、暮らしの7分野の中で食品ロス削減を掲げ、取組を促進することとしております。

また、食品寄附や食べ残しの持ち帰りに関するガイドラインについては、環境省が所管する食品廃棄物の排出抑制や、食品ロス削減等の観点から議論に加わってまいります。

以上でございます。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、宮崎厚生労働副大臣、お願いいたします。

○宮崎厚生労働副大臣 ありがとうございます。

厚生労働省としましては、必要としている方々に食品が行き届くことがまず第一に重要であると考えております。これは食品ロスの削減にも直結するものであります。

幾つかの地域では、これまでもフードバンクなどと地方自治体、福祉関係の支援者などが連携、協働しながら、地域で困っている方々を支える体制づくりが進んでいると認識しております。引き続き重層的支援体制整備事業などにより、こうした取組を後押ししてまいります。

また、飲食店での食品ロスを削減するため、食べ残しの持ち帰りを進めるに当たっては、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することが重要です。そのため、厚生労働省では、食品衛生法を所管する立場から外食時に食べ残しを持ち帰る際のルールとして、令和6年度中に食べ残しの持ち帰りに関する食品衛生に関するガイドラインを作成し、持ち帰りに対する事業者及び消費者双方の意識の変化につなげてまいりたいと考えております。

食品ロスの削減は非常に重要な課題と認識しておりまして、先ほど申し上げた取組を着実に進めるとともに、関係省庁と連絡を緊密に連携しながら、食品ロスの削減に向けた取組に貢献してまいり所存です。

以上です。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、安江文部科学大臣政務官、お願いいたします。

○安江文部科学大臣政務官 学校においては、栄養教諭を中心に給食や教科等において、食に関する指導に取り組んでおり、食品ロスを含めた食に関する現代的な課題を取り扱い、児童生徒の理解と実践を促しているところです。

文部科学省におきましては、より一層の指導の充実を図るため、教員向けの指導の手引きや児童生徒向けの食育教材等を作成するとともに、指導の中核的な役割を担う栄養教諭の配置促進、指導力向上などに取り組んでおります。

令和6年度においては、食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージに関するこれまでの御議論も踏まえまして、栄養教諭等の配置促進及び退職栄養教諭等を活用したきめ細やかな支援体制の強化、栄養教諭の資質能力向上に向けた研修の実施、食の指導で使用する児童生徒用教材の方針や食の指導の評価の在り方についての検討などに取り組むこととしておりまして、食品ロスの削減の観点を含めて、学校における食育の推進に努めてまいります。

以上です。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、こども家庭庁の吉住支援局長、お願いいたします。

○こども家庭庁支援局長 本日、加藤こども政策担当大臣の代理として出席しております、こども家庭庁支援局長の吉住でございます。

こども食堂は、食の支援という役割に加えて、こどもにとって大切な居場所となっており、その取組をこども家庭庁でも支援していくことが必要と考えております。このため、先般成立いたしました補正予算においても、こどもの居場所づくりの強化として支援を必要としているこどもの早期発見・早期対応につなげる地域こどもの生活強化支援事業の創

設、広域的に運営支援、物資支援等の支援を行うNPO等の民間団体を通じたこども食堂等への支援などの施策を盛り込んだところです。

今回の食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージにおいても、食事の提供等を通じて多様なこどもの居場所の提供を行うこども食堂等を支援するなど、こども家庭庁としても施策を盛り込ませていただきました。

引き続きこども食堂に対する支援等を進めつつ、食品ロス削減推進目標の達成に向けても、関係省庁と連携しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○消費者庁次長　ありがとうございます。

続きまして、法務省の竹内民事局長、お願いいたします。

○法務省民事局長　法務省民事局長の竹内です。本日は、法務大臣の代理として出席をさせていただきます。

この度御提案された施策パッケージにおきましては、未利用食品等の提供の促進のための施策として、まずは食品寄附ガイドラインを策定した上で、その後の食品寄附の実態や食品寄附促進の必要性等のガイドラインの運用後の状況等を踏まえつつ、食品の寄附に伴って生ずる民事責任に関して、法的措置を講ずることを目指すこととされております。

また、外食時の食べ残しの持ち帰りの促進のための施策として、食べ残しの持ち帰りに関する法律関係や民事上のトラブルを回避するために留意すべき事項を整理したガイドラインを策定することとされております。

そのため、まずはこれらのガイドラインの策定が直近の課題となると思われますが、法務省といたしましては、引き続き、民事基本法制を所管する立場から、ガイドラインの策定に向けた検討に協力してまいりたいと考えております。

以上です。

○消費者庁次長　ありがとうございます。

続きまして、経済産業省の中野消費・流通政策課長、お願いいたします。

○経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課長　近年、原材料・燃料価格の高騰や物流コストの上昇、深刻化する人手不足など、事業環境は厳しさを増しており、小売業を取り巻く環境は大きく変わっております。こうした状況を受け、我が国の流通・物流を持続可能なものとするためには、協調領域における連携やデジタル化のさらなる深化などへの挑戦が求められています。

抜本的な省力化や標準化などによるサプライチェーン効率化の取組は、流通・物流の生産性向上に資するとともに、食品ロス削減へもつながっていく取組であると考えています。

さらに地域を主体として、国、自治体、大学、企業、業界団体、関係機関、関係団体などが参画するサーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップを活用し、食品ロス削減などの資源循環の取組を加速していきたいと考えています。

経済産業省としましては、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針を踏まえまして、

このような取組を引き続き進めてまいります。

以上です。

○消費者庁次長 ありがとうございました。

副大臣、政務官の皆様におかれましては、ここで公務のために御退席をされます。ありがとうございます。

また、ここでカメラ撮影は中断をいただきまして、御退席をお願いいたします。

(各副大臣・政務官退室)

(報道関係者退室)

○消費者庁次長 それでは、議事に戻りたいと思います。

続きまして、議題3でございます。

事務局から御説明をさせていただきます。

○消費者庁審議官 消費者庁で食品担当審議官を務めております依田と申します。

資料1と資料2を御覧いただければと思います。

資料2は、今回の施策パッケージの本体でございます。その概要として資料1、A3の紙で2枚構成になっております。

資料1から全体像を御説明させていただきます。四角で囲っておりますように、2030年度までに2000年度比で食品ロスの量を半減させる政府目標達成に向けまして、今回の施策パッケージをまとめたところでございます。

この施策につきましては、関係省庁のそれぞれの施策を取りまとめたわけでございますけれども、これを地方公共団体や関係民間団体と連携をしながら、来年度中に着実に実行しまして、来年度末には2020年3月31日に閣議決定されております基本的な方針の見直しにつなげていくことでございます。

施策パッケージの関係でございますけれども、資料2で3部構成にしてございます。もとより食品ロス削減に向けましては、先ほど来、各省の政務から御説明がありましたように、食品廃棄物の排出削減の抑制が非常に重要なことでありますけれども、今回の骨太の方針では、食品寄附等の促進に伴う法的関係の措置とか、フードバンク団体の体制強化、期限表示の在り方、こういった形で例示されておりますので、今回のパッケージにおきましては、未利用食品等の提供の促進を1. としまして、外食における食べ残しを2. に、最後の3. として従来から各省庁で取り組んでおります食品廃棄物の排出削減の促進という構成になってございます。

資料2を御覧いただきます。背景・趣旨から始まりまして、2030年度までの2000年の半減の中で、コロナの影響を除き、年間600万トンぐらい出ているということでございますけれども、商品化された食品がどのぐらいあるかといいますと、中段にございますように、製造・流通段階で24万トン、外食段階では約20万トン、家庭で14万トン、合計約60万トンに及ぶという推計もございます。

600万トンぐらい出ているうちの60万トンということではございますけれども、2030年

までの目標が489万トンになりますので、600万トンから100トンぐらいのロスを削減していくに当たって、60万トンは決して無視し得ない数量なのではないかということでございます。

商品化された食品をさらに再流通させる観点から、今回、諸外国における事例調査を令和2年度以降、関係省庁で取り組んできたわけでございます。その中では、食品寄附をする際の法的責任を緩和する制度を構築しているような国もあるところでございまして、その上で今回は未利用食品等の提供の促進として我が国としてどういう取組をしていくのかということでございます。

2ページ目を見ていただきます。具体的な施策として未利用食品等の提供の促進でございます。

1の(1)に掲げておりますのは、食品ロス削減の推進の観点からの期限表示の在り方の検討でございます。見出しをつけておりますけれども、食品の期限表示の在り方につきましては、現行、平成17年の厚生労働省及び農林水産省が策定しました期限表示の設定のためのガイドラインが設定されております。

このガイドラインにつきまして、消費者庁に食品表示行政が一元化されたこともございますので、改めまして期限表示の設定根拠、あるいは安全係数の設定等の実態を調査した上で、有識者で構成される検討会などを設けまして、食品ロス削減の観点から見直していく。その際、賞味期限が到来した食品でまだ食べることができる食品の取扱いについても、具体的な検討を進めていきたいということでございます。

(2) 食品の提供に伴って生ずる法的責任の在り方を含めた食品提供を促進するための措置の具体化でございます。期限表示の見直しなどとも併せまして、法的責任の在り方につきましては、検討の土台としてのパッケージにおいて、来年度にかけて食品寄附活動の社会的信頼の向上と活動の定着のため、食品ロス削減推進会議の枠組みなどを活用しまして、以下の施策を推進するとしてございます。

次のポツでございすけれども、具体的には一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者を認定する仕組みなどにより特定するためのガイドラインを官民で作成する。そして、これを食品寄附への社会的信頼を高めるツールとするということでございます。

その上で、期限表示の見直し、あるいはガイドラインの運用を通じまして、寄附関係者に対する社会的信頼を高めた上で、ガイドラインの運用後の実態把握、あるいは社会福祉や食品アクセスの確保の観点から、食品寄附促進の必要性などを見極めて、社会全体のコンセンサスの醸成等を踏まえまして、一定の責任を果たせる食品寄附関係者による食品の寄附に伴って生ずる民事責任の在り方について、最終受給者の被害救済にも配慮した法的措置を講ずると明記してございます。

この関係では、別紙1ということで、ここに至るまでの経緯を11ページ目以降にまとめてございます。

別紙1におきまして、一つ目としまして、冒頭でございますけれども、食品寄附の促進

につきましては、もちろん食品ロス削減の観点で非常に重要な取組ではございますけれども、社会的にも貧困・災害等による食べ物の支援が必要な者に提供するという観点から、社会面においても高い社会的意義があるのではないかとということでございます。

その上で、無償提供とはいえ、民事上の責任は当然提供側に生じますし、取締法制である食品衛生法なり、食品表示法は、無償提供であったとしても、規制はかかってくる中で、米国などにおきましては、善意の食品提供に関しては、民事・刑事上の法的責任は問われないような法制度を取っている国があるのは事実とのことが調査の内容で分かってきているところでございます。

その次のページをお開きいただきまして、2. でございますけれども、この上で、今回、推進会議の民間議員の先生の委員を中心にいろいろな御意見をいただいたことをまとめてございます。具体的には上から3段目にございますように、幅広く責任を追及されると、食品寄附を躊躇せざるを得ない。これは食品企業の方たちの御意見でございます。一方、フードバンクの活動に取り組んでおられる方は、その次の行にございますように、フードバンクに負担や法的責任が集中するような制度への懸念が示されています。

また、総体としましては、食品寄附の文化が定着し得ない日本において、提供側の民事責任を減免する制度をいきなり導入した場合、食品寄附に係る食品の管理の面でモラルハザードが生ずるのではないかとといった懸念も示されているところでございます。

そういう中で、法曹関係者の御意見など、「また」以下のパラグラフで記載しておりますけれども、最後に寄附側の法的責任を減免する制度を検討するのであれば、被害者への補償・救済をセットで考える必要がある、このような御指摘もあったところでございます。

具体的に2. のところでまとめておりますのは、食品寄附の民事責任の在り方について、期待する意見もある反面、我が国において直ちにこれを導入することについては、総体として慎重論が多かったところでございます。

3. に移りますと、一方で、食品寄附の促進を日本で促進させていく観点からは、1行目にございますように、食品寄附のサプライチェーンに関わる各主体の情報が不足しているのではないかと、また、仲介過程で横流しをされるのではないかとという企業からの御懸念、一定の規律の中で信頼性・透明性・継続性を高めるための基準とか、枠組みが必要ではないか、フードバンクの中間事業の活動自体の底上げが必要ではないか、ということです。

総体としましては、下から4行目から始まっております記載にございますように、食品寄附のサプライチェーン全体で関係する事業者同士の信頼関係や最終受給者からの信頼性を高めることで、食品寄附への社会的信頼を高めることがまずは必要ではないか。

こういうこともございまして、4. にございますように、食品ロス削減推進法の19条の規定を踏まえ、食品の提供に伴う法的責任の検討は不断に行っていく一方で、まずは各主体が取り組むべき一定の管理責任の内容を示したガイドラインを作成し、その定着を図ることが食品寄附促進のためには有益ではないか。あわせて、ガイドラインにおいては、食品事故の未然防止のための規範などを記載するとともに、万が一の事故時に備えた保険の

加入の促進を盛り込むことが考えられるところでございます。

その上で、先ほど申し上げたように、5. でございますけれども、まずはガイドラインの運用実態を把握した上で、中段からございますように、社会福祉、あるいは食品アクセスの確保の観点からの食品寄附促進の必要性、または社会全体のコンセンサスの醸成などを踏まえまして、民事上の責任の在り方につきましては、最終受給者の被害救済にも配慮した形で法的措置を講ずると記載してございます。

二つ目の論点として、外食でございます。外食につきましては、5 ページから記載してございます。外食時の食べ残しは、食品ロスとされる事業系の食品廃棄物の3分の1が外食段階から出ていて、そのうちの8割ぐらいが食べ残しという調査推計もございます。

もとより、食べ残しについては、まず食べ残さないという食べ切りの取組が、宴会等における3010運動等、こういったものを環境省等が中心となって取り組んできているわけですが、それでも出てしまう食べ残しの持ち帰りの促進を図ることは、食品ロス削減に非常に有効であるということでございます。そういうこともございまして、これについては、下に食べ残しの持ち帰りガイドラインとして、性格としては2種類のガイドラインをつくっていくところでございます。

1. にございますように、食事の持ち帰り活動というのは、施設の中において食事の提供を受けたお客様が自己都合でそれを持ち帰りたいと申し出たときに、お店側、あるいはホテル側がどう対応するのか。消費者の意向に対して事業者が協力する活動と認識してございます。とはいえ、持ち帰りを承諾する場合の法的責任について、事業者側が衛生面、あるいは民事面から躊躇するということで、結果として持ち帰りを逡巡する状況があるわけでございます。

これに対して、1. にございますように、店側の法的責任につきましては、消費者の自己責任を前提としながら、民事上のトラブルを回避するための留意すべき事項を定めて、これを周知することによってございます。

二つ目、先ほど厚労副大臣から御説明がございましたように、こちらも消費者の自己責任を前提としますが、食品衛生に関するガイドラインを国が作成し、その際には※にございますように、飲食店、ビュッフェなど、食事提供形態に応じて検討を作成するところでございます。

衛生上のガイドラインにつきましては、事業者、あるいは消費者に周知することはもとより、保健所設置の自治体、あるいは飲食店業界に幅広く周知していくということでございます。先ほどの食品寄附のガイドラインもそうでございますけれども、こういったガイドラインを来年度いっぱいかけて、官民、まさに食品ロス削減推進会議の枠組みなどを活用しながら検討していくということでございます。

最後に6 ページで食品廃棄物の排出削減の促進です。こちらも各省の政務から御説明したことに尽きるわけでございますけれども、例えば（1）企業における排出抑制等の具体的な取組内容の公表も明記してございます。具体的に一つ目のポツにございますように、

先ほど農水省の政務から御説明がありましたように、食品関係事業者、消費者、行政が構成員となります食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会を農水省で設置しまして、企業において排出抑制等の具体的な取組内容が公表される環境整備を促進するようなことも明記されております。

そのほか、9ページで従来の排出削減の取組のところではあまり明記されていない事項として御紹介いたしますと、学校給食を実施する学校や保育所、認定こども園、幼稚園への栄養教諭・栄養士等の配置拡大といった取組もパッケージの中で取り組んでございます。

新規性の高い分野を中心に御説明をさせていただきました。私からは以上でございます。

もし各省から補足がございましたら、よろしくお願いいたします。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、委員の皆様から御意見をお願いしたいと思っております。

時間的には11時45分頃までをめどに御発言をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

御発言のある方は挙手ボタンで挙手をお願いしたいと思います。

順番は私の手元のパソコンについての順番にさせていただきますが、恐縮でございます。よろしくお願いいたします。瀧原委員、よろしくお願いいたします。

○瀧原委員 食品産業センターの瀧原でございます。

今回御提示にありました食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ案につきましては、食品ロス削減に関わるこれまでの施策の継続・拡充に加え、寄附における信頼性確保などについて、一定の方向性が示されたものと理解いたしました。まずは短期間でこれらの内容をおまとめいただいたことについて、感謝を申し上げます。

食品製造業者としても、食品ロス削減が国民運動として推進できますよう、フードサプライチェーン全体で連携を図り、積極的に取り組んでいきたいと思っております。その上で、今回の施策について、3点、お願いを申し上げます。

1点目でございます。寄附活動における信頼性の確保でございます。フードバンクなどへの寄附に当たり、食品事業者としては、レピュテーションリスクなどの懸念がございます。これを低減するためには、関係する事業者の信頼性の確保が重要でございます。今回、一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者を特定するためのガイドラインを策定することを示されたことは、大変有意義であったと考えてございます。

今後、寄附に際して事故が起こった場合の責任の所在に関し、健康被害の未然防止を大前提とし、寄附品の流通における管理状況のトレースが確保できる体制の構築など、信頼性・透明性・継続性を高める基準や枠組みの準備を進め、事業者が安心して寄附ができるよう、実効性が高い仕組みの検討を引き続きお願いしたいと思っております。

2点目でございますが、商慣習など、食品ロス発生抑制への支援、御指導でございます。施策パッケージのもう一つの大きな柱でございます食品廃棄物の排出削減の促進に関し、事業者としては、まずは発生を抑制することが肝要でございます。商慣習の見直しや賞味

期限の延長のための技術開発は大変重要な課題と認識しております。

これまでも製造・販売・配送の関係者による検討会などを進めていただいておりますが、サプライチェーンを構築する関係各社が連携して実効性の高い取組を推進できるよう、これまで以上に行政からの働きかけや御指導をお願いしたいと思っております。

最後の3点目でございます。事例の積極的な情報発信でございます。フードバンク活動や地域での支援活動などの取組に関し、信頼性・透明性・継続性などの観点から参考となる有効な事例や食品ロス削減に関する優良事例、技術開発情報などについては、関係省庁のホームページ掲載だけでなく、セミナーや意見交換会などを通じて積極的な情報発信がなされ、事業者だけでなく、消費者を含めて広く周知していただくようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、袖野委員、お願いいたします。

○袖野委員 ありがとうございます。芝浦工業大学の袖野でございます。

今後に向けてということで、2点ほど御発言させていただければと思います。

今回、法的な責任という免責事項のところで、善意の寄附であったり、持ち帰りの責任のところについては、引き続き検討になりましたが、ガイドラインが示されるということで、どこまですれば責任を果たしていると言えるのかという点を示すのは、非常に重要なことだと思います。

その中でどうしても責任が発生して、何かあったときに責任が追及されるという点を強調して寄附の文化を萎縮させることなく、むしろここまでやればきちんと責任を果たしていることを示すことで、寄附であったり、持ち帰り行為が拡大していく、エンカレッジする雰囲気を醸成していくところが非常に重要だと思いますので、ガイドラインの出し方、メッセージの発信の仕方の点についても、ぜひ御配慮をお願いできればと思います。

2点目でございますけれども、寄附をする側と受け取る側の信頼関係の醸成も重要だと思います。廃棄物の世界でも、最初に廃棄物を出すときは、排出者側もこの業者は大丈夫だろうか心配しますし、受け取る側も廃棄物の情報、廃棄物はどういうものなのか心配されるわけですが、長く取引が続くことにより、互いに信頼関係が構築され、そこまで情報を求めなくてもスムーズに処理委託が進むということがございまして、今回のケースは食品ということで、廃棄物とは違うのですけれども、スポット的な利用ではなく、長期的な関係性を構築していくところで信頼関係をつくっていく点は重要だと思いました。普及に向けて引き続きよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、上村委員、お願いします。

○上村委員 上村です。よろしくお願いいたします。

私は公立高校の校長をしておりますが、これまで中高一貫校ですとか、中学校での勤務もありますので、給食ですとか、学校現場の状況としまして、御意見を述べさせていただきます。

食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージについては、内容について御説明いただきまして、よく理解をすることができるとともに、短期間での策定が必要であることも踏まえながら、3点につきまして、意見を述べさせていただきたいと思います。

まず食育についての現状としましては、食育の専門家である栄養教諭の配置が都道府県によってかなり差があるということで、学校現場が非常に多忙でありますので、その中でも非常に重要な食育を行っていくことが専門家である栄養教諭と共に主に学級担任が協力体制で行っていくことが必要になりますので、今後、この施策パッケージの策定の中でも記載されておりますが、栄養教諭の配置を改善されることが非常に期待されるところでございます。ぜひ進めていただくことがかなえば非常に期待しております。

あと、高校になりますと、定時制の学校以外は給食の場がないこと、これは多くの学校になると思いますが、よき消費者としての育成ということで、消費者教育では、パンフレット等も頂いて、現場でも使っているところになりますが、主に公民科の政治経済等の指導の中で食品ロスにつきましても、さらに拡充をして取り上げていく場面が多くなる、あるいは授業の中で使いやすいガイドブックですとか、リーフレット等が授業で使えることができますと、非常にありがたいと思っております。浸透していくのではないかと考えております。

最後の意見になりますが、心配をしておりますのは、持ち帰りの件で考えた場合、学校現場での持ち帰りは、感染等のこともあるので、その点は除くほうがいいといえますか、そこは入っていないので、このまま入らない状況で、学校の安心・安全な食の場を維持していくためには、学校現場での持ち帰りはそぐわないと考えております。

一方で、災害時、あるいはインフルエンザ等で急に学級閉鎖になって、給食が急に取れない状況になった場合の対応は、結局、廃棄になっているケースが多い現状もあるので、このあたりで何か良策があったらと考えております。

私からは以上になります。

○消費者庁次長　ありがとうございます。

続きまして、小林委員、お願いします。

○小林委員　日本女子大学の小林と申します。

方向性については、私も同意したいと思います。非常に短期間でおまとめいただきまして、ありがとうございました。

その中で今後の議論になるかもしれませんし、もしかしたら修正することもあり得るかもしれませんが、今、上村先生がおっしゃったことと共通する内容として、私のほうで分かりやすくまとめたいところが二つあります。

一つ目は、寄附のことなのですが、ガイドラインを策定する上で平時と有事はしっかり

分けてガイドラインを策定していくぐらいの気持ちがないと、寄附の在り方は有事と平時で全く違うので議論が混乱しやすい。私がすごく印象深かった事例では、JRが立ち往生したときに、賞味期限切れの非常食を配って炎上してしまったことがあり、個人的には非常に悲しい出来事に思えました。もちろん賞味期限切れにならないように非常食を管理するのは大事なのですが、他社さんJRの謝罪文をみて寄附に対して萎縮してしまうのではないかと、また当然健康被害はないわけですがメディアも面白がって、それに国民ものっかってしまったみたいなことを、ガイドラインとか、法整備の中で何とか防げないのかということがあります。この二つをしっかりと分けることが1点目です。

もう一つは、食べ残しの持ち帰りの件なのですが、自己責任という言葉を書いていたのはすごくいいと思っています。いわゆる自己責任は結構炎上しがちな言葉なのですが、炎上する際は多分自己犠牲みたいなことを強いることと勘違いされているところがあるので、自己責任という言葉はそういうことではなく、責任を取れる人をお願いすることを明記しながら進める必要があると思います。一方で、責任を取れない人もいます。この両方を併記するというか、具体的に言うと、学校給食での生徒もそうかもしれませんが、こども食堂のこどもや、老人ホームでの認知症の方とか、そういう責任を取れない方もいらっしゃる現状に鑑みて、もちろんグレーゾーンもあると思いますが、その辺を積極的に議論して、ガイドラインを作成していただきたいと思います。

以上です。

○消費者庁次長　ありがとうございます。

続きまして、竹増委員、お願いいたします。

○竹増委員　おはようございます。ローソンの竹増です。

御説明をいただきまして、ありがとうございました。よく理解ができました。また、短期間におまとめいただいたということですので、本当にありがとうございます。お疲れさまでございます。

我々コンビニエンスストア業界の各社ですけれども、クリスマス、あるいはおせち、恵方巻、こういう季節商品については、近年は予約販売に取り組み、余ったものはどんどん値引きをして売り切っていく、そういったことを業界を挙げてやっております。また、店頭での「てまえどり」いわゆるファーストイン・ファーストアウトに取り組んでおり、購入後すぐに食べられるお客様に対しては、手前に陳列された商品から購買を促進していただこうといったことを消費者庁、あるいは農林水産省、環境省様と連携して、毎年10月に実施しております。

また、話題にも出ておりましたけれども、賞味期限が180日以上あるお菓子や飲料の納品期限を緩和していくことも全てのコンビニで取り組んでいるところございまして、その他、今日の話題の中心にあるフードドライブの実施、あるいはフードバンクへの寄附などを行い、2030年までに食品ロスを半減させることに取り組んでいきたいと思っています。

一方、今回のパッケージにつきまして、三つほど意見を述べさせていただきたいと思い

ます。いろいろと議論をされております賠償責任、いわゆる法的責任です。まずはガイドラインが設定されて、そこから先ほども御説明があったとおり、実証実験的なものが行われて、そして、ガイドラインを検証し、法的整備につなげていくような御説明がありましたけれども、ガイドラインの段階で寄附者の免責が担保されていくのか、効力のところです。ガイドラインでどの程度の効力があるのかということもございますので、しっかりと効力が発揮できる法的整備についても、ガイドラインを設定することと並行して議論をいただき、速やかに法的整備が行われ、みんなが安心して寄附社会に参画できるようなことが実現できればと思います。

フードバンク団体等の認定制度ですけれども、我々も寄附先を探したりするわけですが、いろいろな寄附先がございます。商品のカテゴリーによって寄附先が異なるようなこともあると思います。どこに寄附をするのが最も適切で有効に活用していただけるのだろうか、安心して寄附できる先はどこなのか、ということがよくあります。フードバンク事業者様でいろいろと頑張っていらっしゃるところはたくさんございますので、認定制度のような仕組みを構築していただけると、寄附先を広く検討しやすくなるのではなかろうかと思います。

三つ目、最後ですけれども、寄附先から実際に必要とされる最終受贈者のところへお届けする際にも、必ず物流が必要になってまいります。昨今、物流価格の高騰やドライバーさんの不足などいろいろな問題が報道されておりますが、安全な管理の下で食品を流通させることが非常に重要であると思っています。まずは安心・安全な物流を担保し、そして、その物流をタイムリーに、かつできる限りコストをかけずに物流網を構築していく為に、物流事業者の専門家の方からもいろいろな御意見、アイデアなどをいただき、一緒になって円滑で安心・安全な寄附社会をつくっていければと思います。未利用食品の寄附促進については物流も大変重要であり、物流事業者の皆さんにも施策パッケージ検討に参画あるいは意見をいただくなどをされてはどうかという提案でございます。

以上の三つを御提案申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

○消費者庁次長　ありがとうございます。

続きまして、肥田木委員、お願いします。

○肥田木委員　日本フードサービス協会の肥田木でございます。

取りまとめを誠にありがとうございます。

持ち帰り自体は、食品ロス削減のためには本当に必要なことだと考えています。外食事業者としましては、原則は店内とか、目の前でおいしく召し上がっていただくための食べ物をお持ち帰りいただいた後でこういった形でお客様が取り扱われて、どの状態でお召し上がりいただくのかというのは、自己責任というものがあつたにしても、現状は心配で不安だということが正直な感想です。

ただし、今後、御提示いただける食べ残しの持ち帰りガイドラインと食品衛生に関する

ガイドラインの中身をしっかりと確認して、さらにmottECOなどの取組を促進していきたいと考えています。

私事で恐縮なのですが、自分の会社で12月11日からmottECOを2店舗で始めてみました。どういう感じなのか。今までは保健所さんから持ち帰りは禁じられているのでとか、回転ずしなどもやっているのですが、とてもそういうものはできない。ただし、テークアウトという形でばんばん販売をしていることがあったりするものですから、どうなのかと思ったのですけれども、11日間たちました。50個以上、mottECOのパッケージで持って帰られる方がいらっしやいまして、私も想定以上だと思っています。

その上でお客様と会話があったのですけれども、こういうものがあるとお店も私たちもいいと、こういう形でしっかり持って帰られる、こそこそ持って帰るというものでもないというお話があったりしました。ですので、今後、消費者または事業者としましても、共通のもったいないという考え方を食品ロスの削減につなげていきたいと考えておるところでございます。

また、今日、私自身は日本フードサービス協会での参加をさせていただいているのですが、片方で、私は鹿児島なのですけれども、鹿児島県の飲食業生活衛生同業組合の県の理事長の仕事をしています。そもそも外食事業者のプレーヤー数が本当に多くて、事業者間の規模の格差もかなりございます。人員体制が整っている大規模事業者さんもいらっしやいますけれども、家族経営でやっておられる小規模事業者もかなりいらっしやるようなものですから、こういったガイドライン等を含めて、どの事業者でも当然しっかりやらないといけないですし、また、そういった規模感の差で取り組めないことにならないようにしていきたいと考えておりますので、そのあたりも御配慮いただくとありがたいところでございます。

食品衛生の部分のガイドラインでは、新たな食品ロス低減での切り出しで行われると思うのですが、現状でもいろいろな形での食品衛生というのは、食品衛生協会を通じての御指導でありますとか、もしくはコロナで進み方が止まっておりましたけれども、HACCPでありますとか、いろいろなものを今までもやってきておりますので、新たに加わることで、今までのものとの自分たち自身の中でも整理であるとか、そういったところにも御指導をいただいたり、取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、郷野委員、お願いいたします。

○郷野委員 全国消費者団体連絡会の郷野です。

施策パッケージ案の取りまとめと御説明をどうもありがとうございました。

食品ロス削減の推進につきましては、まず事業者による商慣習の見直し、在庫管理等で食品ロスを出さないように計画生産をするなど、さらに食品ロス削減への取組強化を促し

ていくことが大切だと思っております。その上で食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ案について、3点意見を申し上げさせていただきます。

1点目、未利用食品等の提供の促進についてですが、食品寄附ガイドラインを作成し、食品寄附への社会的信頼を高め、食品の寄附の促進につなげる施策に賛同いたします。フードバンク団体等の体制強化支援に当たっては、各団体の体制や規模、活動状況等は様々だと思いますので、社会貢献としての役割を踏まえた国の助成支援など、地域で地道に活動している小規模な団体が取り残されることがないように、配慮しながら進めてください。現在、スーパーの店頭や公共施設など、様々な拠点で展開されているフードドライブの取組の推進も重要な視点として、施策パッケージにも少し具体的に書きこんでほしいと感じました。

2点目です。外食時の食べ残しの持ち帰りの促進についてです。消費者の食の安全が守られるための「食べ残しの持ち帰りガイドライン」の策定に賛同いたします。14ページの「現状においては、消費者側において、食べ残し持ち帰りに対する認識は低く」とありますが、アンケートの属性にもよるのではないかと感じています。実際には「持ち帰りたいた言っても拒否する飲食店があるのを不満に思う」という声も多く聞きます。年代や属性を精査した消費者のアンケート調査と、同時に事業者への聞き取りなども丁寧に行いながら、食べ残しの持ち帰り推進を効果的に行うべきと思います。

3点目、食品廃棄物の排出削減の促進についてです。食品ロス削減を国民運動として大きく成果を上げるためには、消費者の意識改革と行動変容が重要だと考えます。これまで推進してきた取組と併せ、新たに掲げられた対策についても、遅滞なく実行されるよう、事業者、消費者への十分な周知啓発をお願いします。

なお、9ページの(9)について、「栄養教諭を中核とし、児童生徒に対する指導の充実を図る」とありますが、併せて保護者への理解促進についても加筆してほしいと思いました。冒頭の副大臣からの御発言にもありましたが、学校や教育現場で食品ロスを積極的に取り上げるための配付できる資料、ツールがあれば、現場の負担も少ないと思います。ぜひ分かりやすいツールの作成をよろしくお願いいたします。

最後に、法的責任の在り方を検討いただく際には、前回の意見提出の際にも申し上げましたが、食品の提供は最終受給者である消費者、社会的弱者に不利益が生じないように、被害者への補償・救済する仕組みの導入等の検討、また、外食時の食べ残しの持ち帰りについては、「自己責任」という言葉でひとくくりにせず、起こり得るリスクを回避するための具体的な注意喚起、例えば分かりやすいメモやシールの添付によるハザードの見える化など、リスクの把握が誰にでもできるような対策についての検討を改めてお願いしたいと思います。食品ロス削減への取組につきましては、関係省庁の連携、官民共同で推進していただきたいと思います。

以上です。

○消費者庁次長　ありがとうございました。

続きまして、望月委員、お願いいたします。

○望月委員 NPO法人POPOLLOの望月と申します。

今回、施策パッケージの案をありがとうございます。

私、主に静岡県におきまして、フードバンクを含めた生活困窮者支援を実際にさせていただいている団体として、その立場から御意見をさせていただければと思います。

食品寄附に係る法的責任についてなのですけれども、現状、我々を含めた地域のフードバンクとしましては、新型コロナウイルスや物価高騰のあおりを受けまして、食品を求める声はかなり増えている状況になっております。

ただ、一方で、物価高騰のあおりを受けて、食品寄附もなかなか集まらない。また、今まさに検討されております法的責任のところでの寄贈をためらう企業さんがいるのは、確かにございます。今回は、いわゆる善きサマリア人の法のような制度の導入は、我々としてぜひ前向きな検討をお願いしたいという考えであります。

導入に当たりまして、我々もネットなどで調べることもありますが、実際に導入されている諸外国の実例とか、どういったスキームで行っているかというところは、我々もまだ分からないところが多いと思います。結局、それを日本に持ってきて、日本版の善きサマリア人の法をつくるとなったときに、どのように日本の実情に踏まえてやっていくかというのは、関係者が多い事業だと思いますので、整理が必要だと考えています。

あと、地域のフードバンクは、我々も含めてなのですけれども、小さい団体が多いものですから、寄附の制度や法的責任の制度が導入されたときに、どこまで我々がやらなければいけないことが増えるのかというところは、先ほど郷野委員もおっしゃったとおり、地域の小さいフードバンクが取り残されることがないような制度になったらいいと思っております。ほかの話にはなりますけれども、フードバンクの認証制度とか、モデル事業による助成などもセットとして考えていただければと思っております。

以上です。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、米山委員、お願いいたします。

○米山委員 全国フードバンク推進協議会代表理事の米山です。

○消費者庁次長 今、音声聞こえていないのですが、少々お待ちください。

米山委員、申し訳ありません。会場に音声が届いていません。

今、機器の調整をしておりますので、少々お待ちください。

米山委員、御発言は可能でしょうか。聞こえておりますでしょうか。

○米山委員 聞こえております。

○消費者庁次長 恐縮でございます。最初から御発言を繰り返していただいてもよろしいでしょうか。

○米山委員 承知いたしました。

全国フードバンク推進協議会代表理事の米山です。今回の推進会議から委員を拝命いた

しました。以後、よろしくお願いいたします。

今回の前段で事務方から御説明いただきました資料の2ページ目の(2)食品の提供に伴って生じる法的責任の在り方を含めた食品提供を促進するための措置の具体化の部分についてなのですが、ガイドラインの作成、フードバンクの認定制度も含めて、免責に関する議論を継続し、具体化を目指す方向性に対して賛同いたします。

理由としては、現在、国内のフードバンク団体の食品取扱量は1万トン前後となっておりまして、これから海外のようにフードバンクへの食品寄贈を増やしていくためには、免責制度の導入が必要不可欠であると考えているからです。

日米のフードバンクの取扱量には非常に大きな乖離があるわけなのですが、この乖離の大きな要因としては、安心して寄附ができる環境が整っているのか、いないのか、大量の寄贈食品を取り扱えるだけの組織体制が私たちフードバンク側にあるのか、ないのかという点だと考えております。

いかにして安心してフードバンクに寄附ができる環境と、フードバンクが大量の食品を扱うことのできる組織体制を構築するのかという点がフードバンクを介した食品ロス削減を推進していく上で非常に重要になるのではないかと思います。

なぜ国内の食品企業が海外ほど積極的にフードバンクに食品の寄附をしていないのかというところなのですが、寄附した食品で事故が起きた際に法的な責任を追及されるリスクがあることがフードバンクに寄附をしない大きな要因となっておりますので、これまでの調査からもそういったことが明らかになっておりますし、現場で活動している企業の方とお話をしてもそういった声をよく聞きますので、そういった課題に対応するためにも、寄附をした食品に伴う法的責任を免責する制度が必要であると考えております。

加えて、3ページ目の中ほどには、社会全体のコンセンサスの醸成等を踏まえ、民事責任の在り方について、最終受給者の被害救済にも配慮した法的措置を講ずると明記していただいております。さきに行われましたワーキンググループにおいて、私どもフードバンク団体の意見や要望なども届けさせていただいたのですが、それをくみ取っていただいて、反映していただいたものと理解しておりますので、来年度以降もガイドラインの作成、ガイドラインに基づく認定制度なども含めて必要な議論、検討を継続していただきまして、その上で早期の免責制度の具体化までお願いしたいと考えております。

6ページ目の(1)企業における排出抑制等の具体的な取組の公表についてのところですが、恐らく想定はされているのではないかと思いますのですが、企業のフードバンクに対する食品寄贈量の公表も含めて議論を進めていただけたらと思います。少し前の調査なのですが、2020年度の調査で一般の方が関心の高いSDGsの取組ですとか、企業に期待するSDGsに関する取組のところ、一般の方は1位が食品ロス削減で、4位がフードバンクへの支援となっておりますので、フードバンクへの寄附を通じて食品ロスを削減するのは、一般の方から理解や賛同が得られやすい取組になっておりますし、そういった支援をする企業が消費者から選ばれるような環境が整うことで、ますますフードバンクに寄附しやす

い環境が整うと思いますので、そういったイメージを持ちながら進めていただければと思っています。

ページが戻りまして、4ページ目の（３）フードバンク団体等を介した食品提供円滑化の強化支援につきましてですけれども、フードバンクを介した食品ロス削減量をより増やしていくには、これまでお話をいたしました入り口側の環境整備に加えて、私たちフードバンク団体側の体制強化など、出口側の拡大も併せて行うことが必要不可欠であると考えております。

今後、海外のように取扱量を拡大していくには、次のような施策も必要ではないかと考えております。例えば3年に1回、定期的に国内フードバンク団体の実態調査を行い、取扱量や団体数の増減の把握など、現状把握のための経年的な調査を行うことが挙げられると思います。食品の寄附が増えているのか、減っているのか、今回のパッケージ案で取りまとめていただいた施策がどのように影響しているかなど、実態が分からないと評価と改善ができませんので、そのための調査の実施をぜひ御検討いただけたらと思います。

また、フードバンク活動を介した食品ロス削減量の長期的な目標値を政府として示すこともぜひ御検討いただきたいと考えております。これからは削減量だけではなくて、削減の方法についても意識を向けるべきではないかと考えております。特にフードバンクを介した食品ロス削減は、物価高騰で苦しむ困窮世帯ですとか、その子供たちを支える非常に重要な福祉的な支援にもつながりますので、社会的にも非常に意義のある食品ロスの減らし方だと考えておりますので、ぜひフードバンク活動を介した食品ロス削減量の目標値も新たに示していただけたらと思っております。

最後になりますが、出口の拡大には財源の確保が特に重要であると考えておりますので、例えばフードバンク活動を介した食品ロス削減量の目標の達成にむけ、フードバンクの体制強化を目的とする補助事業を継続して実行するなど、継続性と一貫性のある財源を確保した上で、より積極的な支援の実施をお願いしたいと考えております。

私からは以上です。ありがとうございました。

○消費者庁次長　ありがとうございます。

続きまして、野々村委員、お願いいたします。

○野々村委員　この会議から参加させていただくことになった東京農業大学の野々村と申します。

食べ残しの持ち帰りについて、多少思ったことがありましたので、述べたいと思います。消費者庁さんが取られた調査がありましたけれども、食べ残しを持って帰るという発想がなかったという消費者が多いことがうかがえます。一方で、事業者としては自己責任で持ち帰ることをお願いする手前、積極的に持ち帰りを呼びかけにくいという声をよく聞きます。そういうことで、免責の面のところだけではなくて、どのように呼びかければ持ち帰りを盛り上げることができるのか、双方が言い出しにくいとか、言わない状況になっているので、そこを打破するような方法を、先ほどは肥田木様から優良事例を紹介してくださ

いましたけれども、そういうものを積極的に共有して検討いただければと思っております。
以上です。

○消費者庁次長　ありがとうございます。

私から確認できます挙手のボタンは以上でございますけれども、村尾委員、御発言は特によろしいでしょうか。

○村尾委員　私は全国スーパーマーケット協会の事務局長の村尾と申します。今回から参加させていただきます。

施策パッケージの案の取りまとめをありがとうございました。

この前提の中でスーパーマーケットに関係することでお話をしたいと思います。今回の未利用食品についてのところで、スーパーマーケットは提供する側になると思っておりますけれども、全体的にいうと、提供先の選定、提供にあたって配送等の方法に困らない仕組みにしていいただければと思っております。

提供する食品では、スーパーマーケットの場合、メーカーさんからのアウトソーシング、外から製品として入ってくるものと、店内で製造加工するものがございまして、その中でアウトソーシングのものについては、製造工程でのリスクというか、単一ラインの中で起こり得るものを食品表示等に反映できていると考えますが、店内で製造加工される商品、代表的なものでいうと、お弁当やお惣菜などでは、売場の場所には店内での加工について、こういった商品も同じ加工場内で作っていますという、コンタミネーション等の注意喚起ができますが、外に持ち出したときにそのような情報を一緒に提供されていないケースもあるので、食品アレルギー等の安全性を考えた場合、そういった情報を先方にお伝えすることはお願いしたいと思います。

簡単ですけれども、以上です。

○消費者庁次長　ありがとうございました。

ただいま御意見等をいただきましたけれども、御意見の中では、基本的には今後の対応についての御指摘が多かったと思っておりますが、一部、郷野委員から修正の意見をいただいたかと思しますので、その点について、担当省庁から御対応いただきたいと思います。

まず消費者庁からお願いします。

○消費者庁審議官　消費者庁でございます。

郷野委員からフードドライブの取組も記載すべきという点でございます。本体には明記しておりませんが、A3の紙の2ページにわたる資料2―2で、今回、フードバンクの体制支援といったときに、寄附の出発点であります寄附者には、食品関連事業者等、つまり企業あるいは農林漁業団体だけではなく、消費者も寄附者になり得るところを明記しております。このあたりも含めて、食品寄附のガイドラインにつきましても、寄附者として消費者もなり得るのだという部分も含めて、しっかりと検討していきたいと思っております。

小林先生からも御指摘があったので、付言させていただきますけれども、このガイドラ

インにおきまして、まさに食品アクセスといった観点かと思えますけれども、有事と平時とでは取扱いが違うという御指摘も重く受け止めて検討をさせていただければと思っております。

全般にわたって善意の活動が萎縮することのないようにということも非常に重要な論点だと思っておりますので、そのあたりはまさに施策パッケージを実行に移す段階で、引き続き委員の先生には御指導をいただければと思っております。

消費者庁からは以上でございます。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、文科省様から郷野委員の御指摘についての御回答をお願いいたします。

○文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長 文科省でございます。

郷野委員より食に関します児童生徒に対する指導につきまして、保護者への理解促進についても加筆という御意見がございました。食に関する指導に当たりましては、まさに知識の獲得だけではなく、実践する力を身につけていくことが重要だと思っています。まさに実践力を身につけるためには、家庭での取組も非常に重要でございますし、その際、保護者の理解促進も非常に必要になってくると思っております。

現在でも学校現場におきましては、そうなることを念頭に指導が行われているところでございますけれども、より保護者の理解も念頭に置きながら指導が行われるように、児童生徒に対する指導の充実の中でしっかりと文科省としても取り組んでまいりたいと思っています。

また、食育教材の話もございました。今回の食品ロスの施策パッケージを踏まえまして、来年度については、こういった部分をより充実させる方向で改定を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

郷野委員、今、両省庁から御回答いたしましたけれども、そのようなことで進めさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

○郷野委員 異存はございません。よろしくお願いいたします。

○消費者庁次長 どうもありがとうございます。

引き続きまして、各省さんからいろいろな御指摘を踏まえて、補足的に御発言などがありましたら、挙手をお願いしたいと思います。環境省さん、お願いします。

○環境省環境再生・資源循環局次長 環境省でございます。

今回の御指摘の中で特に国民の関心を高めて行動変容につなげていく、そうした国民運動的なものが必要であるという御意見をいただきました。この点につきましては、7ページの施策パッケージの中のライフスタイルの変革促進ということで環境省がやっております国民運動、脱炭素のみならず、生物多様性の保全であるとか、資源循環とか、こうした全ての視点を盛り込んで、国民のライフスタイルを変革するのだという、いわゆる私ども

はデコ活という言い方をしておりますが、デコ活という愛称で取り組んでいる国民運動の柱の一つとして、食品ロスの削減を大きな柱として掲げさせていただいております。

関係各省庁、事業者の皆様方、地方公共団体とも連携をして、こうした国民運動を展開してまいりたいと考えておりますので、引き続きぜひよろしくお願いいたします。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、農水省様、お願いします。

○農林水産省総括審議官（新事業・食品産業） 農林水産省でございます。

米山委員から6ページの（１）企業における排出抑制などの具体的な取組内容の公表の部分について寄贈量の公表も含めて検討を、というお話がございました。私どももこの部分は寄贈量の公表を含めて、現在、準備をしておりますので、引き続きいろいろと御助言などもいただければ光栄でございます。

以上でございます。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

ほかにもございますか。よろしいでしょうか。

それでは、今までいただきました議論を踏まえまして、本施策パッケージにつきましては、原案どおり御了承いただきたいということで進めていこうと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。御了承いただいたものと受け止めさせていただきます。

それでは、資料につきましては、案を取りました上で公表させていただきたいと思えます。

最後に、自見大臣から御挨拶をいただきたいと思えます。

カメラが入りますので、少々お待ちいただければと思えます。

（報道関係者入室）

○消費者庁次長 それでは、大臣、よろしくお願いいたします。

○自見内閣府特命担当大臣 担当大臣の自見はなこでございます。大変お世話になっております。

本日は、長時間にわたりまして、それぞれの委員の皆様、あるいは各省庁の皆様から貴重な御意見を賜りました。本当にありがとうございました。

そして、お示しをいたしました施策パッケージ案についても、御了解をいただきましたことに重ねて感謝を申し上げます。

食品ロスの2030年度までの削減目標を達成するに当たりましては、消費者、あるいは食品関連事業者、フードバンク、こども食堂、あるいはフードパントリーの皆様など、幅広い皆様方に行動していただくことが欠かせないものであると認識しております。

政府といたしましては、施策パッケージに基づきまして、食品廃棄物の排出削減の促進を進めるとともに、食品の期限表示の在り方の検討や食品関連事業者に対する食品寄附を行う場合の税制上の取扱いの周知、そして、食品寄附への社会的信頼向上のためのガイド

ラインの策定など、未利用食品の提供をしっかりと促進してまいりたいと考えております。

あわせて、何が必要で、いつどれだけどこに届けばよいのかという、福祉もそうでございますが、需要サイドのニーズをしっかりと把握し、そして、フードバンク団体を介した食品提供の円滑な流れを構築していくことが非常に重要だと考えてございます。

今回のパッケージに盛り込まれました施策でございますが、いずれも幅広い関係者の皆様の御意見を今後もしっかりとお伺いすることが非常に大事であると思っておりますし、その過程で共に進めていくことが重ねて大切だと思っております。

関係省庁一丸となって地方公共団体や関係民間団体ともしっかりと連携し、来年度中に着実に実行し、来年度末には令和2年3月に閣議決定された食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の見直しに反映をさせていただきたいと考えております。

この会議においては、施策パッケージの進捗のフォローアップや基本的な方針の見直し、議論を進めていくこととなりますので、引き続きになりますが、委員の皆様方の御協力、御指導をお願いしたいと思っております。本日は誠にありがとうございました。

○消費者庁次長 大臣、ありがとうございました。

それでは、本日の会議を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、大変ありがとうございました。